

第29回

定時株主総会招集ご通知



日時

2021年6月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



場所

東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル
ベルサール九段 3F ホール

「新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から株主様におかれましては、極力書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただき、ご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。その他のご案内は、本招集ご通知1～3頁をご覧ください。

本年は株主総会にご出席いただいた方への手土産のご提供を控えさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役12名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 取締役の報酬等の額 改定の件	
事業報告	15
監査報告書	48

株 主 各 位

東京都千代田区富士見二丁目10番2号
株式会社インターネットイニシアティブ
代表取締役 勝 栄二郎

第29回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第29回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症を取り巻く環境を踏まえ、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご出席をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいまして、2021年6月28日(月曜日)午後5時30分までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時 2021年6月29日(火曜日)午前10時00分
(受付開始時刻 午前9時)
2. 開催場所 東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル ベルサール九段 3Fホール

※1：新型コロナウイルス感染症の影響により、上記会場が利用できなくなる場合には、開催場所を自社会議室に変更する可能性があります。この場合は、決定次第、当社ウェブサイト(<https://www.iiij.ad.jp/ir/library/meeting/>)にてご案内いたします。株主総会当日にご出席予定の株主様は、あらかじめご確認下さいますようお願い申し上げます。

※ 2:感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より減少いたしますので、ご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第29期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第29期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|--------------|---------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役の報酬等の額改定の件 |

以上

【新型コロナウイルス感染防止への対応および株主様へのお願いについて】

- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本株主総会の対応を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ij.ad.jp/ir/library/meeting/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。
- 株主総会の議事は、短時間で円滑かつ効率的な進行となるよう方法を検討しております。
- 株主総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- 発熱又は体調不良と見受けられる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方には、スタッフが体調確認や検温などを実施させていただき入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- 会場受付付近に、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ご出席の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- 本株主総会にご出席いただいた株主様への手土産の提供は控えさせていただきます。

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参下さいますようお願い申し上げます。
 - 議決権行使についてのご案内
 1. 郵送により議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さい。
 2. インターネットにより議決権を行使される場合には、52頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使下さい。
 3. 株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承下さい。
 - 第29回定時株主総会招集ご通知添付書類のうち、「会社の体制及び方針」、「連結持分変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.iij.ad.jp/ir/library/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
 - 会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、第29回定時株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表になります。
 - 株主様へのお知らせ方法
株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<https://www.iij.ad.jp/ir/library/meeting/>) において、掲載することによりお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務体質の強化及び中長期的な事業拡大並びに事業投資等のための内部留保に配慮しつつ、継続的かつ安定的な配当による株主還元を努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、当期の利益水準に鑑み、以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、本議案が原案どおりに承認可決された場合、当社は2020年12月に1株当たり20.5円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は1株当たり40.0円となります。

(注)当社は、2021年1月1日付で、普通株式1株を2株とする株式分割を実施しております。上記の年間配当金は株式分割前の中配当と株式分割後の期末配当を合計したものであり、株式分割実施前を基準に換算すると、期末配当は1株当たり39.0円、年間配当金は1株当たり59.5円に相当いたします。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金19円50銭 総額1,759,010,526円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

以下の要領により、現行定款の一部を改めることにつきご承認をお願いするものです。

1.提案の理由

経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を構築するため、当社定款第21条(任期)の取締役の任期を現行の2年から1年に変更するものです。

2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第3号議案 取締役12名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役13名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の重任と、新たに取締役3名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は、次のとおりです。なお、取締役候補者小田晋吾、塚本隆史、佃和夫及び岩間陽一郎の4氏は、社外取締役候補者です。

候補者番号	氏名	現在の地位・担当	取締役会出席状況(回)
1	鈴木 幸一 再任	代表取締役会長兼 Co-CEO	12/12
2	勝 栄二郎 再任	代表取締役社長兼 Co-CEO & COO	12/12
3	村林 聡 新任	—	—
4	北村 公一 新任	専務執行役員 ビジネスユニット長	—
5	渡井 昭久 再任	専務取締役CFO 財務本部長	12/12
6	川島 忠司 再任	常務取締役 ビジネスユニット長補佐 中日本事業部長	12/12
7	島上 純一 再任	常務取締役CTO テクノロジーユニット長	12/12
8	米山 直志 再任	常務取締役CIO 経営企画本部長	12/12
9	小田 晋吾 再任 社外 独立	社外取締役 指名報酬委員会委員	12/12
10	塚本 隆史 再任 社外 独立	社外取締役 指名報酬委員会委員	12/12
11	佃 和夫 再任 社外 独立	社外取締役 指名報酬委員会委員	10/10
12	岩間 陽一郎 新任 社外 独立	—	—

候補者
番号

1

すずき
鈴木

こういち
幸一

再任

(1946年9月3日生)

■ 所有する当社の株式数
3,682,134株

略歴、地位及び担当

1992年12月	設立に伴い当社取締役	2013年6月	同代表取締役会長兼CEO
1994年4月	当社代表取締役社長兼CEO	2021年4月	同代表取締役会長兼Co-CEO (現任)

■重要な兼職の状況

(株)IJグローバルソリューションズ 取締役
(株)IJエンジニアリング 代表取締役会長
IJ America Inc. Chairman of the Board
インターネットマルチフィールド(株) 代表取締役社長
JOCDN(株) 代表取締役会長

■取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役会長兼Co-CEOとしての職責を担っております。その能力及び豊富な業務経験を、今後も当社の経営に活用するため引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

2

かつ
勝

えいじろう
栄二郎

再任

(1950年6月19日生)

■ 所有する当社の株式数
82,640株

略歴、地位及び担当

1975年4月	大蔵省入省	2012年8月	財務省退官
2007年7月	財務省理財局長	2012年11月	当社特別顧問
2008年7月	大臣官房長	2013年6月	同代表取締役社長兼COO
2009年7月	主計局長	2021年4月	同代表取締役社長兼Co-CEO & COO (現任)
2010年7月	財務事務次官		

■取締役候補者とした理由

同氏は、代表取締役社長兼Co-CEO & COOとしての職責を担っております。その能力及び豊富な業務経験を、今後も当社の経営に活用するため引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

3 むら ばやし
村林

さとし
聡 **新任**
(1958年11月8日生)

■ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当

1981年4月	(株)三和銀行(現、(株)三菱UFJ銀行) 入行	2015年6月	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ執行役専務
2007年6月	(株)三菱東京UFJ銀行(現、(株)三菱UFJ銀行) 執行役員	2017年6月	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)代表取締役社長(現任)
2013年6月	同常務取締役	2020年4月	(株)ディーカレット社外取締役(現任)
2015年5月	同専務取締役		

■重要な兼職の状況

(株)ディーカレット 社外取締役(2021年6月29日付にて代表取締役会長を兼務予定)

■取締役候補者とした理由

同氏は、銀行業の経営者及びシステム責任者として長年にわたり活躍され、経営及びシステム等に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。その豊富な経験と幅広い見識を、当社の経営に活用するため新たに取締役候補者とするものです。

同氏が取締役役に就任した場合、取締役副社長に選定する予定です。

候補者
番号

4 きた むら
北村 公一

こう いち
公一 **新任**
(1954年5月12日生)

■ 所有する当社の株式数
400株

略歴、地位及び担当

1978年4月	新日本製鐵(株)(現、日本製鉄(株))入社	2016年6月	同取締役副社長執行役員
2004年6月	新日鉄ソリューションズ(株)取締役	2020年4月	当社専務執行役員 ビジネスユニット長補佐
2009年4月	同常務取締役	2021年4月	同専務執行役員 ビジネスユニット長(現任)
2012年4月	同専務取締役		

■取締役候補者とした理由

同氏は、ビジネスユニット長としての職責を担っております。その営業に関する豊富な業務経験を、今後も当社の営業戦略等に活用するため新たに取締役候補者とするものです。

候補者
番号

5

わた い
渡井

あき ひさ
昭久

再任

(1965年9月30日生)

■ 所有する当社の株式数
29,052株

略歴、地位及び担当

1989年4月	(株)住友銀行(現、(株)三井住友銀行) 入行	2004年6月	同取締役CFO
1996年8月	当社出向	2010年4月	同常務取締役CFO
2000年2月	同入社	2015年4月	同財務本部長(現任)
		2021年4月	同専務取締役CFO(現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、CFO兼財務本部長としての職責を担っております。その財務分野に関する豊富な業務経験を、今後も当社の財務戦略等に活用するため引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

6

かわ しま
川島

ただ し
忠司

再任

(1963年2月27日生)

■ 所有する当社の株式数
7,142株

略歴、地位及び担当

1987年4月	日本電信電話(株)入社	2013年6月	同社パブリック&フィナンシャル事業推進部シニア・スペシャリスト
1988年7月	エヌ・ティ・ティ・データ通信(株)(現、(株)エヌ・ティ・ティ・データ) 入社		(株)エヌ・ティ・ティ・データ東海代表取締役社長
2011年6月	同社第一公共システム事業本部第二公共ビジネスユニット長	2015年6月	当社常務取締役(現任)
		2016年4月	同ビジネスユニット長補佐(現任)
		2021年4月	同中日本事業部長(現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、ビジネスユニット長補佐兼中日本事業部長としての職責を担っております。その営業に関する豊富な業務経験を、今後も当社の営業戦略等に活用するため引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

7

しま がみ
島上

じゅん いち
純一

再任

(1967年4月17日生)

■ 所有する当社の株式数
21,676株

略歴、地位及び担当

1990年4月	(株)野村総合研究所入社	2015年4月	同専務執行役員 CTOネットワーク本部長
1996年9月	当社入社		
2007年6月	同取締役	2015年6月	同取締役CTO
2010年4月	同常務執行役員	2016年4月	同テクノロジーユニット長(現任)
		2020年6月	同常務取締役CTO(現任)

■取締役候補者とした理由

同氏は、CTO兼テクノロジーユニット長としての職責を担っております。その技術分野における豊富な業務経験を、今後も当社の技術戦略等に活用するため引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

8

よね やま
米山

なお し
直志

再任

(1965年11月25日生)

■ 所有する当社の株式数
41,848株

略歴、地位及び担当

1990年4月	(株)住友銀行(現、(株)三井住友銀行)入行	2018年4月	同専務執行役員 経営企画本部長
		2019年6月	同取締役CIO 経営企画本部長
1998年10月	当社入社	2021年4月	同常務取締役CIO 経営企画本部長(現任)
2012年4月	同執行役員 技術統括本部長		
2015年4月	同常務執行役員 テクノロジーユニット長、経営企画部長		

■取締役候補者とした理由

同氏は、経営企画本部長としての職責を担っております。その経営企画に関する豊富な業務経験を、今後も当社の経営戦略等に活用するため引き続き取締役候補者とするものです。

候補者
番号

9

お だ
小田

しん ご
晋吾

再任

社外

独立役員

(1944年11月8日生)

■ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当

1970年4月	横河・ヒューレット・パッカード(株)(現、日本ヒューレット・パッカード(株))入社	2005年5月	日本ヒューレット・パッカード(株)代表取締役社長
		2008年6月	当社取締役(現任)

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、日本ヒューレット・パッカード(株)において代表取締役社長等を歴任し、IT企業経営者としての豊富な経験、IT関連の幅広い知識及び内部統制・ガバナンス分野における高度な知見等を有しております。同氏は、2008年6月より当社独立社外取締役に就任し、豊富な経験と幅広い知識及び企業の社会的責任に関する高い見識をもとに当社の経営に対する有益な提言を行っていることから、今後も社外取締役として当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と監督を行うことを期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者とするものです。

候補者
番号

10 ^{つかもと}
塚本

^{たかし}
隆史

再任 **社外** **独立役員**

(1950年8月2日生)

■ 所有する当社の株式数

3,700株

略歴、地位及び担当

1974年4月	(株)第一勧業銀行(現、(株)みずほ銀行) 入行	2013年7月	(株)みずほ銀行取締役会長
2004年4月	(株)みずほコーポレート銀行常務執行役員欧州地域統括役員	2014年4月	みずほフィナンシャルグループ常任顧問
2009年4月	(株)みずほフィナンシャルグループ取締役社長	2017年4月	同名誉顧問(現任)
2011年6月	(株)みずほ銀行取締役頭取 (株)みずほフィナンシャルグループ取締役会長	2017年6月	当社取締役(現任)

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、(株)みずほ銀行において取締役頭取及び取締役会長を歴任し、銀行経営者としての豊富な経験、財務関連の幅広い知識及び内部統制・ガバナンス分野における高度な知見等を有しております。同氏は、2017年6月より当社独立社外取締役に就任し、豊富な経験と幅広い知識及び企業の社会的責任に関する高い見識をもとに当社の経営に対する有益な提言を行っていることから、今後も社外取締役として当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と監督を行うことを期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者とするものです。

候補者
番号

11 ^{つかだ}
佃

^{かずお}
和夫

再任 **社外** **独立役員**

(1943年9月1日生)

■ 所有する当社の株式数

0株

略歴、地位及び担当

1968年4月	三菱重工業(株)入社	2008年4月	同代表取締役会長
1999年6月	同取締役	2013年4月	同取締役 相談役
2002年4月	同常務取締役	2019年6月	同特別顧問(現任)
2003年6月	同代表取締役社長	2020年6月	当社取締役(現任)

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、三菱重工業(株)において代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、企業経営者としての豊富な経験、事業運営に関する幅広い知識及び内部統制・ガバナンス分野等における高度な知見等を有しております。同氏は、2020年6月より当社独立社外取締役に就任し、豊富な経験と幅広い知識及び企業の社会的責任に関する高い見識をもとに当社の経営に対する有益な提言を行っていることから、今後も社外取締役として当社の経営全般に対して独立した立場からの十分な助言と監督を行うことを期待できると判断し、引き続き社外取締役候補者とするものです。

候補者
番号

12 いわ ま よう いち ろう
岩間陽一郎

新任 社外 独立役員

(1943年9月15日生)

■ 所有する当社の株式数
0株

略歴、地位及び担当

1967年4月	東京海上火災保険(株) (現、東京海上日動火災保険(株)) 入社	2010年6月	(社)日本証券投資顧問業協会 (現、(一社)日本投資顧問業協会) 会長
1996年6月	同取締役		
2005年4月	同専務取締役	2018年5月	日興アセットマネジメント(株) 社外取締役兼取締役会議長 (現任)
2005年6月	東京海上アセットマネジメント投信(株) (現、東京海上アセットマネジメント(株)) 代表取締役社長		

■重要な兼職の状況

NBRE Management Japan Advisors(株) エクスターナルシニアアドバイザー
日興アセットマネジメント(株) 社外取締役兼取締役会議長

■社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、東京海上アセットマネジメント(株)において取締役社長等を歴任し、企業経営者としての豊富な経験、資本市場関連の幅広い知識及び内部統制・ガバナンス分野における高度な知見等を有していることから、社外取締役として当社の経営全般に対して独立した立場からの助言と監督が期待できると判断し、社外取締役候補者とするものです。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者小田晋吾氏、塚本隆史氏及び佃和夫氏とは、当社との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う旨の責任限定契約(会社法第427条第1項)を締結しております。同契約は3氏の社外取締役の任期の満了に伴って終了いたしますので、社外取締役就任後、同内容の責任限定契約を新たに締結する予定です。また、岩間陽一郎氏が社外取締役に就任した場合、同内容の責任限定契約を新たに締結する予定です。
3. 当社は取締役候補者小田晋吾氏、塚本隆史氏及び佃和夫氏を(株)東京証券取引所が確保を義務付ける独立役員として同取引所に対し届け出ており、3氏が取締役に就任した場合、引き続き独立役員とする予定です。また、岩間陽一郎氏が社外取締役に就任した場合、新たに独立役員として届け出る予定です。
4. 各候補者(新任の候補者である村林聡氏、北村公一氏及び岩間陽一郎氏を除く。)は、現在、当社の取締役であり、当社は、これらの候補者が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して、被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用などの損害を当該保険契約により填補することとされています。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。また、保険料総額は当社が90%相当額を負担し、残額を各被保険者がその職位に応じて最大1.8%の範囲内で負担しております。本議案が原案どおりに承認された場合、新任候補者を含む全ての候補者が、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、各候補者の任期途中にその期間が満了することになります。当社は、同様の内容で当該保険契約を更新することを予定しております。

第4号議案 監査役1名選任の件

現監査役 田中正子氏は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、監査役1名の重任をお願いするものです。

監査役候補者は、次のとおりです。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

た なか まさ こ
田中 正子 **再任**
(1958年4月4日生)

■ 所有する当社の株式数
346,400株

略歴、地位

1992年12月	当社入社	2014年4月	同管理本部人事部長
1993年5月	同管理部長	2018年6月	同常勤監査役（現任）
2002年2月	同人事部長		

■監査役候補者とした理由

同氏は、当社の人事分野その他管理部門の責任者として豊富な経験と内部統制・ガバナンス分野における高度な知見を有していることから、取締役の職務の執行を監査する者として適任であるため、監査役候補者とするものです。

- (注)
1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 田中正子氏は、現在、当社の監査役であり、当社は、同氏が被保険者に含まれる役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して、被保険者に対する損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金や争訟費用などの損害を当該保険契約により填補することとされています。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。また、保険料総額は当社が90%相当額を負担し、残額を各被保険者がその職位に応じて最大1.8%の範囲内で負担しております。本議案が原案どおりに承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、同氏の任期途中にその期間が満了することになりますが、当社は、同様の内容で当該保険契約を更新することを予定しております。

第5号議案 取締役の報酬等の額改定の件

当社取締役の報酬額は、2008年6月27日開催の第16回定時株主総会において、「年額5億円以内」としてご承認いただき今日に至っております。また、2011年6月28日開催の第19回定時株主総会において、当該報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行すること、並びに2020年6月24日開催の第28回定時株主総会において、当該報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、それぞれご承認をいただいております。

この度、当社は経済情勢及び経営環境の変化並びに常勤取締役の増員等の諸般の事情を考慮して、取締役の報酬等の額を、「年額6億円以内（うち社外取締役は年額5,000万円以内）」と改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与を含まず、また、退職慰労金を含まないものといたします。当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は事業報告35頁から37頁に記載のとおりであり、本議案をご承認いただくことを条件に、取締役の報酬限度額について年額6億円以内（うち社外取締役は年額5,000万円以内）に変更することを予定しております。本議案は、取締役の報酬等に関する報酬枠を改定する議案であるところ、当該方針において定められた個人別の報酬等に関する算定の基準、付与対象となる取締役の人数水準などに照らした報酬枠として必要かつ合理的な内容となっており、相当であると判断しております。

また、現在の取締役は13名（うち社外取締役5名）ですが、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役12名（うち社外取締役4名）となります。

以上

第 29 期 事 業 報 告

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありましたが、下期には持ち直しの動きがみられました。先行きにつきましては、社会経済活動レベルの順次引き上げのもと、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、持ち直しの継続が期待されますが、感染症拡大による社会経済活動への影響が内外経済を下振れさせるリスクに注意し、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があります。

そのような景気動向のなか、当社グループが主に係わる法人ICT(*1)関連市場では、企業及び官公庁のITサービスの利用拡大を背景としたインターネットトラフィック(*2)の継続増加、インターネット上の脅威に対抗するセキュリティ関連サービスの重要性の高まり、クラウドコンピューティング(*3)関連サービスの順次普及、それらのサービスを総合的に利用するIoT(*4)実用化の進展等により、今後も信頼性の高いネットワーク及びシステムへの需要増加が継続していくものと想定しております。

このような市場環境のなか、当連結会計年度におきまして、当社グループのネットワークサービス分野では、IP接続サービス(*5)において、主として既存顧客の契約帯域増加により、期初から売上の高伸長が継続いたしました。モバイル関連サービスにおいては、法人向けモバイルサービスにて、フルMVNO(*6)機能の発揮により設備監視やマーケティング用途のカメラ接続案件等が活況で、工場生産ラインでの各種デバイス接続等の高度なIoT利用も案件化いたしました。個人向けモバイルサービスでは、競争環境が強まるなか、MVNO顧客層の需要に合致すべく新サービス「ギガプラン(*7)」の提供開始を発表いたしました。データ接続料(定額通信料(*8))及び音声仕入料金の低減が想定されるなか、個人顧客の獲得強化も推進し、法人・個人全体でのモバイルトラフィックのネットワーク収容効率を高めることで、利益の当面維持と将来増加を展望しております。アウトソーシングサービスにおいては、セキュリティ関連サービス売上高の高増収が継続しました。機能強化とラインナップ拡充で、ネットワーク増強に付帯するセキュリティ需要の更なる高まりに対応してまいります。テレワーク(*9)インフラ需要に合致した「IIJフレックスモビリティサービス(*10)」や「クラウドエクスチェンジサービス(*11)」等のサービス群も売上が急増いたしました。システムインテグレーションでは、公共及び一般事業者の各々でネットワーク構築案件が活況に推移いたしました。システム運用保守に一部含まれるクラウドコンピューティング関

文中に(*)を付した用語については、42頁に記載の用語解説をご参照下さい。

連サービスでは、プライベートクラウド(*12)及びマルチクラウド(*13)関連ソリューションの複合提供で、多様化する企業のクラウド化需要に対応し、売上が継続伸長いたしました。設備面では、白井データセンターの設備拡張を進め、需要の増加に伴い必要となるサーバラックスペース(*14)の確保に順次備えております。国際事業では、ASEANビジネスの中核となるシンガポール事業の強化を狙い、現地有力システムインテグレーターであるPTC SYSTEM (S) PTE LTDを、2021年4月に買収し完全子会社といたしました。新規事業分野では、持分法適用関連会社(株)ディーカレットにて、将来のデジタル通貨流通のシステム基盤となることを目指し、有力企業群とのデジタル通貨フォーラム(*15)、実証実験等を推進いたしました。民放各局との合併による持分法適用関連会社JOCDN(株)は、配信サービス需要が高まるなか、CDN(*16)サービスの売上増加で黒字化し、事業基盤を確立いたしました。ヘルスケア事業では、クラウド型医療情報共有プラットフォーム「IIJ電子@連絡帳サービス(*17)」の利用が7県70自治体へと普及いたしました。ワクチン接種記録等の新機能も付加し、専門職と行政の情報連携強化や業務効率化支援を推進しております。今後の事業成長に必要な人員強化につきましては、継続した新卒採用及び育成を軸としており、当期の新卒採用210名に中途採用を加え、連結従業員数は3,805名(前年同期末比 222名増)となりました。

当連結会計年度の業績につきまして、総売上高は、法人向けインターネット接続サービス、アウトソーシングサービス及びシステム運用保守等の月額計上される法人ストック売上高(*18)が増収を牽引し、213,002百万円となりました。法人ストック売上高は大幅増加したものの、前年度期中にあったWANサービスの大口特定顧客のモバイル移行による年度減収及びATM運営事業におけるコロナ禍等での減収影響があり、総売上高の増収率は低水準でありました。売上原価は前年同期比0.5%増の172,720百万円(前年同期 171,880百万円)となり、売上総利益は前年同期比23.6%増の40,282百万円(前年同期 32,594百万円)となりました。販売管理費等(販売費及び一般管理費、その他の収益及びその他の費用の合計)は前年同期比6.8%増の26,034百万円(前年同期 24,369百万円)となり、当連結会計年度における営業利益は前年同期比73.2%増の14,248百万円(前年同期 8,225百万円)となりました。税引前利益は前年同期比96.0%増の14,035百万円(前年同期 7,159百万円)となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は前年同期比142.4%増の9,712百万円(前年同期 4,007百万円)となりました。

文中に(*)を付した用語については、42～43頁に記載の用語解説をご参照下さい。

ネットワークサービス

ネットワークサービス売上高は、前年同期比4.0%増の126,827百万円(前年同期 121,999百万円)となりました。

このうち、法人向けインターネット接続サービスの売上高は、通信需要の増加に伴うIPサービス及びモバイル関連サービス売上高の増加等があり、前年同期比10.1%増の40,347百万円(前年同期 36,635百万円)となりました。個人向けインターネット接続サービスの売上高は、競合の進展及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴う販売店の営業低調等による個人向けモバイルサービス売上高の減少等により、前年同期比1.3%減の25,722百万円(前年同期 26,055百万円)となりました。WANサービスの売上高は、前年度第3四半期までの大口特定顧客のモバイル移行による減収の年度影響等で、前年同期比7.1%減の25,048百万円(前年同期 26,972百万円)となりました。アウトソーシングサービスの売上高は、セキュリティ関連サービス売上高の増加等があり、前年同期比10.4%増の35,710百万円(前年同期 32,337百万円)となりました。

ネットワークサービスの売上原価は、モバイル接続料の2019年度実績に基づく単価低減の確定に伴う外注関連費用の減少(10.9億円)及びWANサービス売上高の減少等に伴う回線関連費用の減少等により、前年同期比2.4%減の99,656百万円(前年同期 102,092百万円)となりました。ネットワークサービスの売上総利益は、前年同期比36.5%増の27,171百万円(前年同期 19,907百万円)となり、ネットワークサービスの売上総利益率は21.4%(前年同期 16.3%)となりました。

システムインテグレーション

システムインテグレーション(含む機器販売)の売上高は、前年同期比6.2%増の83,284百万円(前年同期 78,394百万円)となりました。

システム構築及び機器販売による一時的な売上高は、前年同期比0.7%減の31,767百万円(前年同期 31,976百万円)となりました。システム運用保守による継続的な売上高は、プライベートクラウドサービスの売上高増加等があり、前年同期比11.0%増の51,517百万円(前年同期 46,418百万円)となりました。

システムインテグレーション(含む機器販売)の売上原価は、クラウド関連売上高等の増加に伴うライセンス費用の増加等があり、前年同期比5.3%増の71,197百万円(前年同期 67,584百万円)となりました。機器販売を含むシステムインテグレーションの売上総利益は、前年同期比11.8%増の12,087百万円(前年同期 10,810百万円)となり、売上総利益率は14.5%(前年同期 13.8%)となりました。

当連結会計年度のシステムインテグレーション(含む機器販売)の受注は、前年同期比8.6%増の90,314百万円(前年同期 83,143百万円)となりました。このうち、システム構築及び機器販売に関する受注は前年同期比3.0%増の32,590百万円(前年同期 31,643百万円)、システム運用保守に関する受注は前年同期比12.1%増の57,724百万円(前年同期 51,500百万円)でありました。

当連結会計年度末のシステムインテグレーション(含む機器販売)の受注残高は、前年同期末比12.6%増の62,894百万円(前年同期末 55,864百万円)となりました。このうち、システム構築及び機器販売に関する受注残高は前年同期末比11.0%増の8,330百万円(前年同期末 7,507百万円)、システム運用保守に関する受注残高は前年同期末比12.8%増の54,564百万円(前年同期末 48,357百万円)でありました。

ATM運営事業

ATM運営事業売上高は、新型コロナウイルス感染症によるATM設置店休店や外出自粛でのATM利用件数減少及びATM運用台数減少等により、前年同期比29.2%減の2,891百万円(前年同期 4,081百万円)となりました。

ATM運営事業売上原価は、前年同期比15.3%減の1,867百万円(前年同期 2,204百万円)となりました。売上総利益は、1,024百万円(前年同期 1,877百万円)となり、売上総利益率は35.4%(前年同期 46.0%)となりました。

事業セグメント別

セグメント別では、当連結会計年度のネットワークサービス及びシステムインテグレーション(SI)事業の売上収益は、前年同期比4.8%増の210,278百万円(前年同期 200,679百万円)となり、営業利益は前年同期比101.2%増の13,541百万円(前年同期 6,729百万円)となりました。当連結会計年度のATM運営事業の売上収益は、前年同期比29.2%減の2,891百万円(前年同期 4,081百万円)となり、営業利益は前年同期比49.8%減の826百万円(前年同期 1,645百万円)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資（リース取引額を含む。）は、主にネットワークサービス関連、クラウドコンピューティング関連サービスの機器取得及び白井データセンター建設等の投資があり、15,151百万円（前年同期15,150百万円）となりました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 経営理念、新中期計画及び対処すべき課題

①経営理念

当社グループの経営理念（存在意義・パーパス）は、以下の通りであります。

「インターネットイニシアティブ」との社名の通り、100年に一度の技術革新であろうインターネットの世界において、その技術革新をリードし、新たな利用形態を提案する画期的なサービス、プラットフォームの提供を通じて、ネットワーク社会の発展に貢献していく。

- ・ 技術革新によりネットワークインフラストラクチャーを発展させる
インターネット技術のイニシアティブを取り続け、より高速化するネットワークとコンピューティングによって新たに創出する価値を通じて、デジタル社会の未来を切り拓いていく。
- ・ ネットワーク社会を支える仕組み（ITサービス）を提供する
世の中の変化を捉え、その変化を先取りした高品質・高付加価値なITサービスを提供し続けることで、社会・個人によるネットワーク利用を支えていく。
- ・ 自己実現する職場の提供（多様な才能・価値観を有する人材が活躍できる場）
技術革新や社会貢献に積極果敢に挑戦する人材が集まり、誇りとやりがいをもって自律的に能力を発揮できる場を提供していく。社員個々人が現状に満足せず常に先の世界を考えることで社会発展に貢献し、世間からも評価されることで成長を実感できるような会社であることを目指す。

②前中期計画の振り返り

2017年3月期から2021年3月期の前5カ年中期計画におきまして、連結売上高2,200億円規模、営業利益100億円超との業績目標を掲げておりました。業績等の推移は以下の通りであります。

連結指標	2016年3月期 (米国会計基準)	2021年3月期 (IFRS) (前中期計画期間)
売上高 (売上収益)	140,648百万円	213,002百万円
営業利益	6,140百万円	14,248百万円
営業利益率	4.4%	6.7%
従業員数	2,980名	3,805名

連結売上高は、個人向けモバイルサービスの競争環境変化等の要因で未達となりましたが、利益規模につきましては、主として、法人向けネットワークサービスとの月次継続売上の蓄積によるスケールメリットの享受等にて、目標を大幅に超過いたしました。

業績結果の他に、前中期計画期間において、主として、以下の事業実績を積み上げました。

- ・ Omnibus(*19)、セキュリティ等の法人向けネットワークサービスの継続開発による機能及びラインアップの強化と、お客様訴求力の向上
- ・ フルMVNO機能の実装と、それを活用したサービス開発による競争優位性の確立及び法人向けIoT初期需要の捕捉
- ・ ネットワーク・クラウドシステム基盤の継続拡大、アジア含めたグローバルネットワーク運営への拡張・白井データセンターの順次建設による将来にわたり拡張が必要となるサーバラックスペース確保の目途
- ・ SE(*20)稼働管理強化によるシステムインテグレーション粗利の継続向上と、ネットワークサービスと組み合わせたサービスインテグレーションの提供
- ・ 持分法適用関連会社(株)ディーカレットを通じた、将来のデジタル通貨・価値の決済・交換基盤確立との新規事業分野及び事業領域多様化への取り組み

文中に(*)を付した用語については、43頁に記載の用語解説をご参照下さい。

③新中期計画(2022年3月期～2024年3月期)

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断したものであります。

(新中期計画における業績目標)

	連結指標	2024年3月期
事業拡大	連結売上高(売上収益)	2,700億円
収益性	連結営業利益率	9%超

(新中期計画の位置付け)

国内法人のITサービス利活用は緒に就いたばかりであり、中長期での継続した市場拡大が見込まれます。当社グループの事業は発展過程にあり、社会インフラストラクチャーとしてのインターネット及び関連システムの継続運営及び強化と、信頼性及び付加価値の高いネットワークサービスの開発等により、ITサービスの利活用を下支えしながら牽引していく役割があろうと認識しております。

そのような状況認識のなか、当社グループは、新中期計画を、長期での大いなる事業拡大に向けた、ステップ期間（ホップ・ステップ・ジャンプの第2段階）と位置付けております。当社グループの利益率は、先行した事業及びサービス開発等にて低水準で推移していたところ、2019年度及び2020年度と、法人向けストック売上の増加傾向の高まりに沿い順次向上しました。新中期計画期間におきましては、プラットフォーム展開との従来戦術の継続遂行と強化により、売上伸長の継続とそれに併せた利益率の更なる向上を追求してまいります。

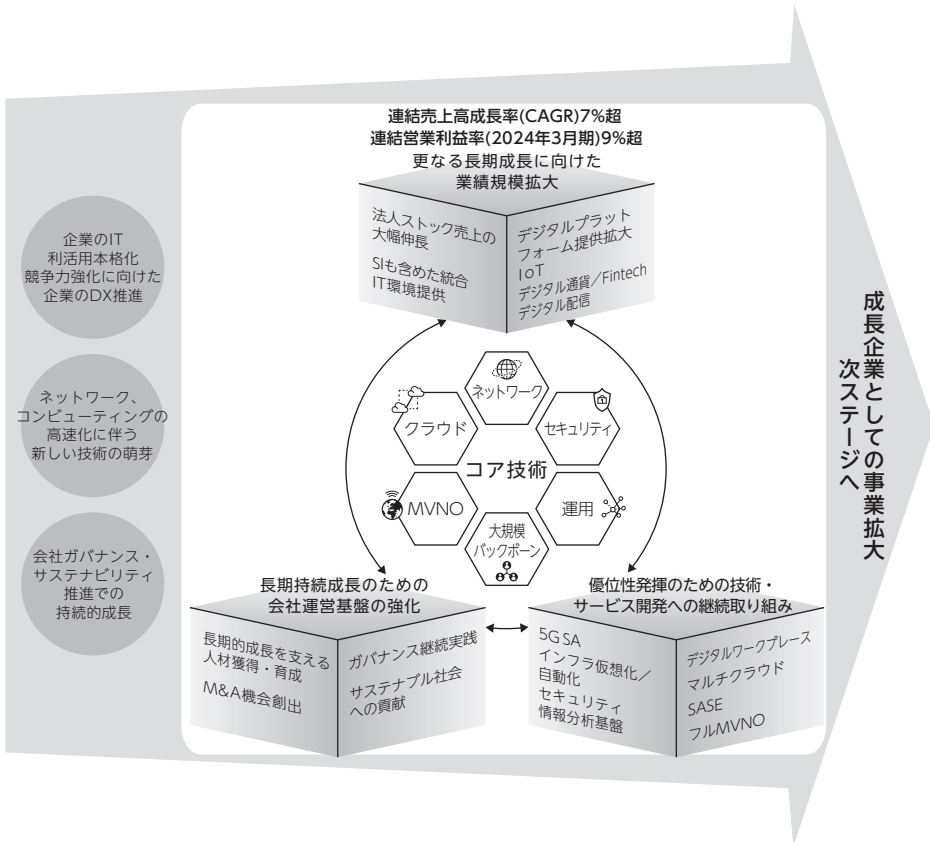
これらの実現により時価総額の大きな向上が期待され、それらも基にして、更なる事業投資やM&A機会の獲得等も含めた長期での大幅な事業拡大を遂行していくことで、経営理念の持続的な充足が実現できようと考えております。

(新中期計画の概要)

コア技術であるネットワーク、セキュリティ、クラウドとそれらを高品質に運営する技術を基盤に、社会のIT利活用本格化の局面において、更なる技術革新を進め、新しい技術モデルやベストプラクティスをITサービスとして提供し続けることで事業成長していくことを基本方針としております。具体的には、以下の通りです。

- ・ ゼロトラスト(*21)、SASE(*22)、デジタルワークプレイス(*23)他の潮流のなか、エンタープライズクラウド市場（企業内のIT環境）、ビジネスクラウド市場（IoT・DX(*24)・AI他含めデジタルがビジネスの中核となる企業のIT推進）、業界特化型クラウド市場（フィンテック、中央省庁・地方自治体、配信関連含むxSP(*25)等のネットワーク・システムのソリューション需要）各々に向けた、ネットワーク・セキュリティ・クラウド等のサービス・ソリューション開発の継続、サービス運営・統制の更なる向上と、それらによる法人ストック売上の大幅伸長及びスケールメリットによる利益享受
- ・ MVNO領域において、フルMVNO差別化の継続、5G SA(*26)での優位性あるサービス・ソリューション開発で、立ち上がりつつある法人IoT市場を完全に捕捉し、個人向け市場でもMVNOにマッチした顧客層での差別化発揮でシェア向上を図り、運営インフラの継続増強と法人・個人のモバイルトラフィック収容効率向上によるスケールメリット発揮で利益率向上
- ・ 関連会社ディーカレットにおける暗号資産事業の早期黒字化と各種政策動向やパートナーアクションに沿ったデジタル通貨事業の社会基盤化へのインプリメンテーションの実現。それらも含めた、競争優位性を発揮しうるデジタルプラットフォーム事業新領域へのチャレンジと確立
- ・ 長期成長を支える、これまで以上の人材獲得・育成、組織力強化、事業運営効率化への注力。リソース確保としてのM&A機会の追求
- ・ 持続成長を支える適切なガバナンスの継続実践と、経営理念の充足によるサステナブルな社会の実現への我々としての役割発揮と貢献

文中に（*）を付した用語については、43頁に記載の用語解説をご参照下さい。



④対処すべき課題

当社グループは、事業の成長に関連して、以下を含む、様々な対処すべき課題があるものと認識をしております。当社グループの事業成長の要は、法人顧客需要に合致した或いはそれを引き出すICTサービスラインアップの適切適時の拡充であり、継続したサービス及び事業の開発が重要であります。技術及び営業部門の一層の連携により、これを効果的に推し進める必要があります。事業成長を支えていく優秀な人材の継続獲得と育成も重要であり、これらを含めて、積極的な事業展開に継続して取り組んでまいります。また、事業運営管理の強化にも取り組み、売上成長と併せた利益の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(米国会計基準)

(単位：千円)

	第26期 2018年3月期	第27期 2019年3月期
売 上 高	176,050,649	192,332,340
営 業 利 益	6,762,202	6,208,392
当社株主に帰属 する当期純利益	5,108,949	2,715,179
基本的1株当たり 当社株主に帰属する当期純利益	113円37銭	60円24銭
総 資 産	153,448,819	166,851,638
当社株主に 帰属する資本	73,270,057	75,404,315
1株当たり 当社株主に 帰属する資本	1,625円95銭	1,673円03銭

(国際財務報告基準)

(単位：千円)

	第26期 2018年3月期	第27期 2019年3月期	第28期 2020年3月期	第29期 (当連結会計年度) 2021年3月期
売 上 収 益	176,233,321	192,430,185	204,473,515	213,001,880
営 業 利 益	6,769,617	6,022,987	8,225,172	14,247,723
親会社の所有者に帰属する当期利益	4,422,923	3,520,566	4,006,773	9,711,559
基本的1株当たり 当 期 利 益	98円15銭	78円11銭	88円88銭	107円67銭
総 資 産	155,162,729	167,289,196	206,524,060	220,777,269
親会社の所有者に 帰属する持分	74,528,732	76,271,438	79,075,589	89,956,379
1株当たり 親会社所有者 帰属持分	1,653円88銭	1,692円27銭	1,753円97銭	997円24銭

(注) 1. 第28期事業報告から連結計算書類を国際財務報告基準 (IFRS) に基づき作成しております。本書の連結業績値もIFRSに基づき記載しております。

2. 第26期及び第27期の事業報告における連結計算書類については、米国会計基準に基づき作成しております。

3. 基本的1株当たり当期純利益及び基本的1株当たり親会社の所有者に帰属する当期利益は、各期の期中平均流通株式数に基づき算出しております。
4. 1株当たり当社株主に帰属する資本及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、各期末時点の流通株式数に基づき算出しております。
5. 当社は、2021年1月1日付で、1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第29期の基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分は、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。また、第26期から第28期の基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社所有者帰属持分については、遡及修正は行っておりません。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社IJイノベーション インスティテュート	75,000千円	100.0%	インターネット関連技術開発等
株式会社IJエンジニアリング	400,000千円	100.0%	ネットワークシステムの運用監視、カスタマーサポート、コールセンター等
株式会社IJグローバル ソリューションズ	490,000千円	100.0%	ネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
株式会社IJプロテック	10,000千円	100.0%	システム開発、運用及びサービスサポート等に係わる人材供給及び役員提供等
株式会社トラスト ネットワークス	100,000千円	79.5%	銀行ATMサービスの提供等
ネットチャート株式会社	55,000千円	100.0%	ネットワーク構築、運用保守及びネットワーク関連機器の販売等
IJ America Inc.	2,180千USD	100.0%	米国でのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
IJ Europe Limited	143千GBP	100.0%	欧州でのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
IJ Global Solutions Singapore Pte. Ltd.	5,525千SGD	(49.6%) 100.0%	シンガポールでのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等
艾杰（上海）通信技術有限公司	10,630千USD	(100.0%) 100.0%	中国でのネットワークサービス及びシステムインテグレーションの提供等

(注) 出資比率の上段（ ）内は間接所有割合（内数）を示しております。

当連結会計年度の連結対象子会社は16社、持分法適用関連会社は8社であります。

当社は、2021年4月1日付で、シンガポールにて主としてシステムインテグレーション事業を営むPTC SYSTEM (S) PTE LTDの全株式を44百万シンガポールドル(3,632百万円)で取得し子会社化いたしました。

- ② 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容

ネットワークサービス、システムインテグレーション、ATM運営事業

(12) 企業集団の主要拠点等

当社	本社	東京都千代田区
	支社	大阪市、名古屋市、福岡市
	支店	札幌市、仙台市、富山市、広島市、横浜市、那覇市
	営業所	新潟市、豊田市
株式会社IJイノベーション インスティテュート	本社	東京都千代田区
株式会社IJエンジニアリング	本社	東京都千代田区
株式会社IJグローバル ソリューションズ	本社	東京都千代田区
	事業所	大阪市、札幌市、名古屋市、福岡市
株式会社IJプロテック	本社	東京都千代田区
株式会社トラストネットワークス	本社	東京都千代田区
ネットチャート株式会社	本社	横浜市
IJ America Inc.	本社	米国 カリフォルニア州
IJ Europe Limited	本社	英国 ロンドン
IJ Global Solutions Singapore Pte. Ltd.	本社	シンガポール
艾杰（上海）通信技術有限公司	本社	中国 上海

(注) 2021年4月1日付にて、沖縄営業所を沖縄支店に昇格いたしました。

(13) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,805名	222名増

(注) 職員、契約社員を従業員数として示しております。受入出向社員は含んでおりません。

(14) 主要な借入先及び借入額の状況

借入先	借入残高
株式会社三菱UFJ銀行	8,220,000千円
株式会社みずほ銀行	8,220,000千円
株式会社三井住友銀行	8,220,000千円
三井住友信託銀行株式会社	700,000千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 151,040,000株
- (2) 発行済株式の総数 93,469,200株 (自己株式 3,263,532株を含む)
- (3) 当期末株主数 9,342名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
日本電信電話株式会社	20,190,000株	22.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,940,900株	5.5%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,117,000株	4.6%
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	4,080,000株	4.5%
伊藤忠テクノソリューションズ株式会社	3,904,000株	4.3%
鈴木 幸一	3,682,134株	4.1%
第一生命保険株式会社	2,546,000株	2.8%
株式会社KS Holdings	1,620,000株	1.8%
株式会社三菱UF J銀行	1,372,000株	1.5%
損害保険ジャパン株式会社	1,300,000株	1.4%

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数を控除して計算しております。
2. 株式会社KS Holdingsは、当社代表取締役会長である鈴木幸一氏がその株式を間接的に100%保有する資産管理会社であり、当社株式に係る同氏の共同保有者であります。
3. Dalton Investments LLCが2020年4月30日付で提出した大量保有報告書の変更報告書において、2020年4月24日現在で当社が当社株式1,975,500株(同日現在の持株比率:4.2%)を保有する旨の届け出がありました。なお、当該株式数は株式分割前の株式数になります。その後大量保有報告書の変更報告書が提出されたことは認識しておりませんが、当社として、当事業年度末現在における同社の保有株式数の確認ができないため、上記の大株主には含めておりません。
4. Global Alpha Capital Management Ltd.が2021年3月1日付で提出した大量保有報告書の変更報告書において、2021年2月24日現在で当社が当社株式4,680,460株(同日現在の持株比率:5.0%)を保有する旨の届け出がありました。その後大量保有報告書の変更報告書が提出されたことは認識しておりませんが、当社として、当事業年度末現在における同社の保有株式数の確認ができないため、上記の大株主には含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。
 2020年3月期の業績賞与としての譲渡制限株式の割当てによるものです。当該譲渡制限株式は、2020年6月24日開催の定時株主総会決議により導入が確定したものであります。当該定時株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は各々13名及び4名です。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	11,162株	7名
社外取締役	一株	一名
監査役	一株	一名

(注) 2021年1月1日付で、普通株式1株を2株に株式分割いたしました。これにより、株式の数は、22,324株となっております。

【譲渡制限付株式報酬の概要】

- ・支給時期及び配分：各事業年度末月或いは終了後、各取締役の支給を決定し、割り当てる。
- ・上限：年80,000株以内（2021年1月1日付の株式分割調整後）
- ・払込金額：1株当たりの払込金額は取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で取締役会が決定する。
- ・譲渡制限：譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から取締役会が予め定める地位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式の譲渡、担保権の設定その他の処分はできない。
- ・譲渡制限の解除：譲渡制限期間中に継続して取締役会が予め定める地位にあったことを条件に、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、譲渡制限期間中又は譲渡制限期間満了時に当社が正当と認める理由以外の理由により退任した場合等、譲渡制限付株式割当契約で定める一定の事由に該当した場合は、当社は本割当株式を当然に無償で取得する。
- ・組織再編等における取扱い：上記にかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合は、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち譲渡制限を解除する。
- ・その他の事項：譲渡制限付株式に関するその他の事項は、取締役会で決定する。

(6) その他株式に関する重要な事項

2021年1月1日付で実施した株式分割(1株を2株に分割)に伴い、発行可能株式総数は75,520,000株増加し、発行済株式の総数は46,734,600株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる 株式の種類 及び数	発行価額 〔新株予約権 1個当たり〕	行使価額 〔株式 1株当たり〕	行使期間
第1回 新株予約権	2011年 7月14日	88個	普通株式 35,200株	259,344円	1円	2011年 7月15日から 2041年 7月14日まで
第2回 新株予約権	2012年 7月13日	88個	普通株式 35,200株	318,562円	1円	2012年 7月14日から 2042年 7月13日まで
第3回 新株予約権	2013年 7月11日	70個	普通株式 28,000株	647,000円	1円	2013年 7月12日から 2043年 7月11日まで
第4回 新株予約権	2014年 7月10日	101個	普通株式 40,400株	422,600円	1円	2014年 7月11日から 2044年 7月10日まで
第5回 新株予約権	2015年 7月13日	134個	普通株式 53,600株	369,200円	1円	2015年 7月14日から 2045年 7月13日まで
第6回 新株予約権	2016年 7月11日	144個	普通株式 57,600株	360,000円	1円	2016年 7月12日から 2046年 7月11日まで
第7回 新株予約権	2017年 7月14日	155個	普通株式 62,000株	337,200円	1円	2017年 7月15日から 2047年 7月14日まで
第8回 新株予約権	2018年 7月13日	155個	普通株式 62,000株	347,600円	1円	2018年 7月14日から 2048年 7月13日まで
第9回 新株予約権	2019年 7月12日	163個	普通株式 65,200株	354,600円	1円	2019年 7月13日から 2049年 7月12日まで
第10回 新株予約権	2020年 7月10日	104個	普通株式 41,600株	643,400円	1円	2020年 7月11日から 2050年 7月10日まで

- (注) 1. 新株予約権者である当社の取締役及び執行役員は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から起算して10日以内に限り、新株予約権を行使できます。
2. 2012年10月1日付で、普通株式1株を200株に株式分割いたしました。また、2021年1月1日付で、普通株式1株を2株に分割いたしました。そのため、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株から400株、第3～10回新株予約権の目的である株式数は、新株予約権1個当たり200株から400株へと調整されております。

(1) 当事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	保有人数及び個数
第1回新株予約権	65個	普通株式 26,000株	取締役 4名 65個
第2回新株予約権	59個	普通株式 23,600株	取締役 5名 59個
第3回新株予約権	53個	普通株式 21,200株	取締役 6名 53個
第4回新株予約権	78個	普通株式 31,200株	取締役 6名 78個
第5回新株予約権	97個	普通株式 38,800株	取締役 7名 97個
第6回新株予約権	102個	普通株式 40,800株	取締役 7名 102個
第7回新株予約権	112個	普通株式 44,800株	取締役 7名 112個
第8回新株予約権	109個	普通株式 43,600株	取締役 7名 109個
第9回新株予約権	108個	普通株式 43,200株	取締役 7名 108個
第10回新株予約権	62個	普通株式 24,800株	取締役 7名 62個

- (注) 1. 上記新株予約権は取締役退職慰労金制度を廃止したことに伴い、職務執行の対価として発行しております。
2. 当事業年度の末日において、当社の非常勤取締役、社外取締役及び監査役が有する当社の新株予約権等はありません。
3. 2012年10月1日付で、普通株式1株を200株に株式分割いたしました。また、2021年1月1日付で、普通株式1株を2株に分割いたしました。そのため、第1回新株予約権及び第2回新株予約権の目的である株式の数は、新株予約権1個当たり1株から400株、第3～10回新株予約権の目的である株式数は、新株予約権1個当たり200株から400株へと調整されております。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	交付人数及び個数
第10回新株予約権	42個	普通株式 8,400株	執行役員 14名 42個

- (注) 2021年1月1日付で、普通株式1株を2株に株式分割いたしました。そのため、新株予約権1個当たり200株から400株へと調整され、新株予約権の目的である株式の数は16,800株となっております。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	鈴木 幸一	CEO ≪重要な兼職の状況≫ 株式会社IJグローバルソリューションズ 取締役 株式会社IJエンジニアリング 代表取締役会長 IJ America Inc. Chairman of the Board インターネットマルチフィード株式会社 代表取締役社長 JOCDN株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	勝 栄二郎	COO
専務取締役	菊池 武志	ビジネスユニット長
常務取締役	渡井 昭久	CFO 財務本部長
常務取締役	川島 忠司	ビジネスユニット長補佐
常務取締役	島上 純一	CTO テクノロジーユニット長
取締役	米山 直志	CIO 経営企画本部長
取締役	小田 晋吾	
取締役	岩澤 利典	株式会社IJグローバルソリューションズ 代表取締役社長
取締役	岡村 正	
取締役	塚本 隆史	
取締役	海野 忍	
取締役	佃 和夫	

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常 勤 監 査 役	大 平 和 宏	
常 勤 監 査 役	田 中 正 子	
監 査 役	道 下 崇	弁護士 西村あさひ法律事務所 パートナー
監 査 役	内 山 晃 一	アイサン・アドバイザー合同会社 代表社員

- (注) 1. 担当及び重要な兼職の状況については、2021年3月31日現在で記載しております。
2. 取締役及び監査役の異動は次のとおりです。
- 就 任 2020年6月24日付
 取 締 役 佃 和夫
 監 査 役 内山 晃一
- 退 任 2020年6月24日付
 取 締 役 棚橋 康郎
 監 査 役 赤塚 安弘
3. 取締役の小田晋吾、岡村正、塚本隆史、海野忍及び佃和夫は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役の大平和宏、道下崇及び内山晃一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 社外取締役の小田晋吾、岡村正、塚本隆史及び佃和夫、社外監査役の大平和宏、道下崇及び内山晃一は、金融商品取引所の定めに基づく、独立役員であります。
6. 監査役の内山晃一は公認会計士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 重要な兼職先である法人等と当社との関係
 社外取締役及び社外監査役各氏の重要な兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 執行役員の状況 (2021年4月1日現在)

氏名	役位	担当
北村 公一	専務執行役員	ビジネスユニット長
飛田 昌良	常務執行役員	管理本部長
鱒坂 慎	常務執行役員	第五事業部長
山井 美和	常務執行役員	基盤エンジニアリング本部長
丸山 孝一	常務執行役員	グローバル事業本部長
立久井 正和	常務執行役員	テクノロジーユニット長補佐
沖田 誠司	常務執行役員	プロフェッショナルサービス第一本部長
江坂 忠晴	常務執行役員	ビジネスユニット長補佐
川又 正実	執行役員	経理部長
墨矢 亮	執行役員	コンプライアンス部長
大西 丈則	執行役員	第一事業部長
井手 隆裕	執行役員	第二事業部長
矢吹 重雄	執行役員	MVNO事業部長
荒木 健	執行役員	金融システム事業部長
染谷 直	執行役員	クラウド本部長
城之内 肇	執行役員	ネットワーク本部長

- (注) 1. 江坂忠晴、荒木健、染谷直及び城之内肇は、2021年4月1日付で執行役員に就任いたしました。
2. 石田潔 (現、株式会社IJイノベーションインスティテュート 代表取締役社長) 及び飯塚泰光 (現、当社沖縄支店長) は、2021年3月31日付で退任いたしました。

(3) 補償契約の内容の概要
該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役、執行役員及びその他の会社法上の重要な使用人を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとされています。但し、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。また、保険料総額は当社が90%相当額を負担し、残額を各被保険者がその職位に応じて最大1.8%の範囲内で負担しております。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

指名報酬委員会に対して取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を諮問した上で、2021年2月4日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容の概要

当社の常勤取締役の報酬は、中長期での継続した業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気の維持及び向上を企図し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責に応じた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本となる固定報酬（金銭報酬）、業績連動報酬（譲渡制限付株式報酬）及び非金銭報酬（株式報酬型ストックオプション）により構成しております。また、監督機能を担う非常勤取締役及び社外取締役については、その職責に鑑み、基本となる固定報酬（金銭報酬）のみを支払うこととしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

[取締役(社外取締役除く。)の報酬割合イメージ]

業績連動報酬 支給なしの場合	固定報酬 86～92%	非金銭報酬等 (概ね1～2カ月) 8～14%
-------------------	----------------	------------------------------

業績連動報酬 支給ありの場合	固定報酬 67～71%	非金銭報酬等 (概ね1～2カ月) 6～11%	業績連動報酬等 (概ね0～4カ月) 22～24%
-------------------	----------------	------------------------------	--------------------------------

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬限度額については、2008年6月27日開催の第16回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額5億円以内、監査役の報酬限度額を年額1億円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役及び監査役の員数は各々14名及び4名です。

また、2011年6月28日開催の第19回定時株主総会において、上記報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。

さらに、2020年6月24日開催の第28回定時株主総会において、上記報酬額の報酬枠内で当社取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除きます。）に譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役(代表取締役会長 鈴木幸一及び代表取締役社長 勝栄二郎)がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各常勤取締役の基本報酬の額及び業績連動報酬の配分としております。当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、報酬案を立案した代表取締役は、指名報酬委員会に対して当該報酬案の原案を諮問した上で、個人別の報酬額を決定していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。なお、代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等 (株式報酬)	非金銭 報酬等	
取締役	352,838	288,557	29,624	34,657	14
(うち社外取締役)	(24,000)	(24,000)	(-)	(-)	(6)
監査役	32,888	32,888	-	-	5
(うち社外監査役)	(17,779)	(17,779)	(-)	(-)	(4)

(注) 業績連動報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬として、事業成長と企業価値向上に連関する指標として、連結売上高及び営業利益の前年度比率及び目標達成率を各係数で掛け合わせた判定指標を採択しており、各人毎の基本月額報酬の概ね0から4カ月分の規模で、譲渡制限付株式と引換えにする払込みに充てるための金銭報酬債権を割り当てております。

当事業年度を含む連結売上高及び営業利益の推移は「1. 企業集団の現況に関する事項 (9) 財産及び損益の状況の推移」及び譲渡制限付株式報酬の概要及び交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

取締役退職慰労金廃止に伴う代替として、各人毎の基本月額報酬の役員による概ね1から2カ月分の規模の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てる。

当該非金銭報酬の内容及び交付状況は「3. 会社の新株予約権等に関する事項」のとおりです。

また、譲渡制限付株式報酬の概要及び交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」のとおりです。なお、上記④取締役及び監査役の報酬等の総額等における当該報酬等は、業績連動報酬等に含まれております。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等における業務執行取締役、社外役員等の状況
前記(1)取締役及び監査役の氏名等をご参照下さい。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	当社での主な活動状況
取締役	小田 晋吾	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に2回中2回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	岡村 正	当事業年度開催の取締役会に12回中11回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に2回中2回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	塚本 隆史	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に2回中2回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	海野 忍	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度開催の指名報酬委員会に2回中2回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
	佃 和夫	2020年6月の就任後開催の取締役会に10回中10回出席し、経営に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当社の取締役の指名と報酬などを協議する指名報酬委員会の委員を務め、2020年6月の就任後開催の指名報酬委員会に1回中1回出席し、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を取締役の指名や報酬に反映させるなど、経営の監督に重要な役割を果たしております。
監査役	大平 和宏	当事業年度開催の取締役会12回中11回出席し、経営管理と内部統制に対する能力を発揮し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回中12回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	道下 崇	当事業年度開催の取締役会に12回中12回出席し、弁護士としての長年の経験及び法律に関する専門知識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会に13回中13回出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	内山 晃一	2020年6月の就任後開催の取締役会に10回中10回出席し、公認会計士としての長年の経験及び財務に関する専門知識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、2020年6月就任後開催の監査役会に10回中10回に出席し、監査結果についての意見交換及び監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員（常勤監査役大平和宏を除く。）と会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しており、社外役員は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は会社法第427条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うこととしております。

④ 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額	68,000千円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78,000千円

(注) 1. 上記①の報酬等の額には、会社法監査、金融商品取引法監査・四半期レビュー及び金融商品取引法に基づく内部統制監査に関する報酬が含まれます。

当社と監査法人との監査契約において、それぞれを区分しておりませんので、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の一部の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の能力、組織及び体制（審査の体制を含む）、監査の遂行状況及びその品質管理、独立性等を総合的に勘案し、これらが不十分であると判断した場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出することを検討いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合、会社法・公認会計士法等の法令に違反や抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、会計監査人の解任を検討いたします。

6. コーポレートガバナンスに関する事項

(1) 基本的な考え方

当社は、社会インフラとして必須となったインターネットを支え運営するという使命を全うし、かつ企業価値を継続的に高めていくために、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実が重要であると認識しております。当社は、株主、ユーザ、取引先、従業員、インターネットネットワーク全体の利用者など、幅広いステークホルダーへの社会的責任を負っており、当社の社会的な影響力の大きさを鑑み、多様なステークホルダーの理解を得るための活動に努める必要があると考えております。

当社の取締役会は社外取締役5名を含む13名で、監査役会は社外監査役3名を含む4名で構成されております。また、内部監査を担当する機関として内部監査室を設置しており、内部監査室は室長以下5名で構成されております。当社は、経営における意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離しコーポレート・ガバナンスの強化を図ると共に、迅速かつ効率的な業務執行を推進する目的で執行役員制度を採用しております。

業務執行につきましては、定時（毎月）及び臨時取締役会の開催、業務執行取締役及び執行役員等による経営会議の開催及び事業・プロジェクト・子会社毎等の事業進捗のフォローと対応指示等により、業務執行状況の監視・監督が行われております。経営監視及び業務監査につきましては、定時（毎月）及び臨時監査役会の開催、監査役会における財務専門家・法律専門家の設置、子会社・海外含めた継続的な監査役監査・内部監査の実施、内部通報制度の運営等を行っております。当社及び当社子会社の取締役及び従業員の業務活動は、倫理規程、内部統制基本規程他に基づき統制されております。

(2) 独立性基準

当社は、会社法に定める社外役員の要件及び株式会社東京証券取引所が定める基準に加え、社外役員に対する独立性要件を定めた「独立性基準」を制定し、それらに基づき独立社外役員を選定しております。なお、当社の「独立性基準」は下記の通りです。

次の各号のいずれにも該当する者ではないこと。

- ① 当社の総議決権の10%以上の議決権を保有する大株主又はそれが法人・団体等である場合はその業務執行者
- ② 当社もしくはその子会社の主要な取引先又は当社もしくはその子会社を主要な取引先とする法人・団体等の業務執行者
- ③ 当社が多額の借入れをしている金融機関の業務執行者
- ④ 当社もしくはその子会社のコンサルタント、会計専門家又は法律専門家等として、役員報酬以外に多額の報酬その他財産上の利益を受け取っている者又はそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体等に所属する者
- ⑤ 当社又はその子会社から多額の寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者
- ⑥ 上記①から⑤のいずれかに該当する法人・団体等において、過去3年間に業務執行者であった者
- ⑦ 以下に該当する者の配偶者又は二親等内の親族
 - ・上記①から⑤のいずれかに該当する者
 - ・当社の子会社の取締役および業務執行者
- ⑧ その他当社が総合的に勘案して、独立性に欠けると判断し得る者

本株主総会にて第3号議案が原案どおり承認可決されますと、当社の独立社外取締役の人数は4名となり、取締役の総人数に対し、3分の1以上となります。

(3) 取締役会の実効性に関する評価

取締役会の実効性について、取締役及び監査役を対象とした「取締役会の実効性に関する評価のためのアンケート」を2015年度から年次で実施し、その内容を整理、分析のうえ取締役会に報告しております。評価結果により、必要に応じて取締役会の実効性の改善を行うフローとしております。2020年度における取締役会運営に関しましては、独立役員を含め取締役会の体制は整備され、取締役会における議論及び判断のための情報は十分に提供され、各取締役が取締役会において多角的に発言し、取締役会の開催頻度及び当日運営等も適切に設定され、実効性は有効に機能していると自己評価しております。

(ご参考) 用語解説

1. ICT
Information and Communication Technologyの略。コンピュータによる情報通信に関するハードウェア、ソフトウェア、システム及びデータ通信等に関する技術の総称。
2. インターネットトラフィック
インターネットを通じて転送されるデータ流量のこと。
3. クラウドコンピューティング
コンピュータの機能や処理能力、ソフトウェア、データ等をインターネット経由で利用すること。
4. IoT
Internet of Thingsの略。モノのインターネットと言われ、これまでインターネットに接続されていなかった物体に通信機能を持たせることで、物体が情報通信を行うようになること。
5. IP接続サービス
当社の提供する、法人向け専用線型インターネット接続サービス。
6. フルMVNO
SIMカードを管理するデータベースであるHLR/HSS(SIMカードに紐付けられているユーザ情報を管理するデータベース)を自社で運用することにより、従来のMVNOに比べ、自由なサービス設計が行えるMVNOのこと。独自のSIMカードの調達及び発行が可能となり、組み込み型SIMの提供や課金及び開通管理等を自由にコントロールできるサービス開発が可能となる。
7. ギガプラン
当社が2021年4月1日より提供開始した、個人向けモバイルサービスの新料金プラン。
8. 定額通信料
NTTドコモ等と当社との間の通信帯域に係る費用、Mbps当り単価のこと。
9. テレワーク
会社事務所以外の自宅や遠隔地からICTを利用し、業務に従事すること。
10. IJフレックスモビリティサービス
当社の提供する、セキュアかつ高速なVPN通信を可能にしたサービス。
11. クラウドエクスチェンジサービス
当社の提供する、複数のクラウドサービス、ネットワークサービス、ITサービスを相互に結びつけて提供するサービス。
12. プライベートクラウド
特定の利用者を対象として、構築されるクラウド環境のこと。
13. マルチクラウド
Amazon Web ServicesやMicrosoft Azureなどの異なる事業者のクラウドサービスを複数併用すること。
14. サーバラックスペース
データセンター等で、サーバーを格納するために用いられる棚型の什器を設置するスペースのこと。
15. デジタル通貨フォーラム
(株)ディーカレットが事務局として開催する、日本におけるデジタル通貨の実用性を検討することを目的としたフォーラム。

16. CDN
Content Delivery Network(コンテンツ配信ネットワーク)の略。コンテンツをインターネット経由で配信するために最適化されたネットワークのこと。
17. IJ電子@連絡帳サービス
当社の提供する、地域の医師、看護師、ケアマネージャ、行政担当者などが情報を共有し、地域の医療連携と地域包括ケアを統合的に実現できる多職種連携プラットフォーム。
18. 法人ストック売上高
役務の継続提供により継続的な計上が期待できる売上(ストック売上)のうち、個人向け及びMVNE売上高及び個別減収要素のあったWAN売上高を除いた法人向け売上高。
19. Omnibus
SDN(ソフトウェアでネットワークを制御する技術)及びNFV(ネットワーク機能を仮想化しソフトウェアとして汎用サーバ上に実装する技術)により、柔軟なサービス追加や構成変更等を可能とする当社のプラットフォーム型ネットワークサービスのこと。
20. SE
Systems Engineerの略。主として、システムの設計、開発、構築、運用に従事する者を指す。
21. ゼロトラスト
全ての通信トラフィックを決して信頼せず、常に検証することを前提としたネットワークセキュリティの考え方。
22. SASE
Secure Access Service Edgeの略。ネットワーク機能とネットワークセキュリティ機能をクラウド上で組み合わせ、包括的にサービス提供する考え方。
23. デジタルワークプレイス
デジタルツール等を用いた、快適で生産性を高めるデジタルな仕事空間のこと。
24. DX
デジタル・トランスフォーメーションの略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもとに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。
25. xSP
ASP (アプリケーションサービスプロバイダ)、ISP (インターネットサービスプロバイダ)、MSP (マネージドサービスプロバイダ) など、ネットワークを介してサービスを提供する各種サービスプロバイダの総称。
26. 5G SA
コアネットワーク、データ通信機能、制御機能等を、全て5G(第5世代移動通信)技術によりシステム構成した通信方式のこと。

連結財政状態計算書

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産		負債及び資本	
流動資産		負債	
現金及び現金同等物	42,466,933	流動負債	
営業債権	34,799,075	営業債務及びその他の債務	19,243,800
棚卸資産	2,171,046	借入金	18,560,000
前払費用	10,598,441	未払法人所得税	3,012,415
契約資産	1,281,918	契約負債	7,101,821
その他の金融資産	1,975,910	繰延収益	79,914
その他の流動資産	111,334	その他の金融負債	17,879,331
		その他の流動負債	7,381,746
		流動負債合計	73,259,027
流動資産合計	93,404,657	非流動負債	
		借入金	7,000,000
非流動資産		退職給付に係る負債	4,168,575
有形固定資産	17,084,401	引当金	756,405
使用権資産	50,707,726	契約負債	7,244,411
のれん	6,082,472	繰延収益	405,579
無形資産	16,954,274	繰延税金負債	225,469
持分法で会計処理されている投資	9,026,980	その他の金融負債	35,647,899
前払費用	9,537,160	その他の非流動負債	1,098,253
契約資産	46,638	非流動負債合計	56,546,591
その他の投資	12,912,483	負債合計	129,805,618
繰延税金資産	143,337	資本	
その他の金融資産	4,442,704	資本金	25,530,621
その他の非流動資産	434,437	資本剰余金	36,388,811
		利益剰余金	25,046,813
		その他の資本の構成要素	4,865,110
		自己株式	△1,874,976
		親会社の所有者に帰属する持分合計	89,956,379
		非支配持分	1,015,272
非流動資産合計	127,372,612	資本合計	90,971,651
資産合計	220,777,269	負債及び資本合計	220,777,269

連 結 損 益 計 算 書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上収益	
ネットワークサービス売上高	126,826,927
システムインテグレーション売上高	83,283,912
ATM運営事業売上高	2,891,041
売上収益合計	213,001,880
売上原価	
ネットワークサービス売上原価	△99,656,232
システムインテグレーション売上原価	△71,196,904
ATM運営事業売上原価	△1,866,789
売上原価合計	△172,719,925
売上総利益	40,281,955
販売費及び一般管理費	△25,490,666
その他の収益	148,500
その他の費用	△692,066
営業利益	14,247,723
金融収益	776,298
金融費用	△581,486
持分法による投資損益	△407,816
税引前当期利益	14,034,719
法人所得税費用	△4,233,584
当期利益	9,801,135
当期利益の帰属	
親会社の所有者	9,711,559
非支配持分	89,576
当期純利益	9,801,135

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	76,726,548	【流動負債】	58,453,733
現金及び預金	30,133,018	買掛金	2,991,172
売掛金	31,322,866	短期借入金	13,390,000
リース投資資産	1,575,563	関係会社短期借入金	4,000,000
商品	83,053	1年以内返済予定長期借入金	5,170,000
仕掛品	652,318	未払金	11,899,034
貯蔵品	1,425,153	リース債務	7,205,593
前払費用	10,724,541	未払費用	774,710
未収入金	818,071	固定資産購入未払金	1,655,351
関係会社短期貸付金	33,306	未払法人税等	3,124,228
その他流動資産	141,908	未払消費税等	1,782,831
貸倒引当金	△183,249	預り金	111,033
		前受金	301,716
		前受収益	5,746,738
		その他流動負債	301,327
【固定資産】	90,058,368	【固定負債】	29,069,339
(有形固定資産)	28,179,944	長期借入金	7,000,000
土地	2,055,099	長期前受収益	6,184,782
建物	1,388,509	長期未払金	431,652
建物附属設備	6,602,866	リース債務	10,932,928
構築物	1,673,105	資産除去債務	713,696
工具器具備品	10,219,520	関係会社長期借入金	34,534
リース資産	41,837,537	退職給付引当金	3,474,288
建設仮勘定	2,127,725	役員退職慰労引当金	201,760
減価償却累計額	△37,724,417	繰延税金負債	95,699
(無形固定資産)	16,419,180	負債の部 合計	87,523,072
のれん	824,277	【株主資本】	73,827,325
顧客関係	698,754	(資本金)	22,991,399
電話加入権	2,241	(資本剰余金)	9,788,264
ソフトウェア	14,528,771	資本準備金	9,712,083
リース資産	365,137	その他資本剰余金	76,181
(投資その他の資産)	45,459,244	(利益剰余金)	42,911,114
投資有価証券	8,881,612	利益準備金	502,473
金銭の信託	2,165,447	その他利益剰余金	42,408,641
関係会社株式及び出資金	21,685,704	固定資産圧縮積立金	315,005
敷金保証金	3,292,684	繰越利益剰余金	42,093,636
長期前払費用	8,814,278	(自己株式)	△1,863,452
破産更生債権等	4,460	【評価・換算差額等】	4,980,249
関係会社長期貸付金	118,336	その他有価証券評価差額金	4,980,249
その他投資等	519,568	【新株予約権】	454,270
貸倒引当金	△22,845	新株予約権	454,270
		純資産の部 合計	79,261,844
資産の部 合計	166,784,916	負債及び純資産の部 合計	166,784,916

損 益 計 算 書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
【売 上 高】		185,323,219
【売 上 原 価】		152,363,167
売上総利益		32,960,052
【販売費及び一般管理費】		21,374,570
営業利益		11,585,482
【営業外収益】		
受取利息	6,937	
受取配当金	1,556,582	
受取手数料	46,314	
受取ブランド使用料	3,159	
匿名組合投資利益	418,526	
為替差益	159,754	
貸倒引当金戻入益	8,090	
その他の営業外収益	34,657	2,234,019
【営業外費用】		
支払利息	387,307	
その他営業外費用	51,369	438,676
経常利益		13,380,825
【特別利益】		
投資有価証券売却益	385,480	
関係会社株式売却益	266,874	
固定資産売却益	377	652,731
【特別損失】		
固定資産除却損	586,246	
投資有価証券評価損	1,618	
関係会社株式評価損	64,905	
その他特別損失	350	653,119
税引前当期純利益		13,380,437
法人税・住民税及び事業税		3,702,009
法人税等調整額		△283,479
当期純利益		9,961,907

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社インターネットイニシアティブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 金子寛人 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 松本佑介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社インターネットイニシアティブの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社インターネットイニシアティブ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

株式会社インターネットイニシアティブ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金子寛人	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本佑介	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社インターネットイニシアティブの2020年4月1日から2021年3月31日までの第29期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第29期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

株式会社インターネットイニシアティブ 監査役会

常勤監査役 大 平 和 宏 ㊟

常勤監査役 田 中 正 子 ㊟

監 査 役 道 下 崇 ㊟

監 査 役 内 山 晃 一 ㊟

(注) 常勤監査役 大平 和宏、監査役 道下 崇及び監査役 内山 晃一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用することが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <https://evote.tr.mufg.jp/>

※ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載のログインID及び仮パスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録下さい。
3. インターネットによる議決権行使は、2021年6月28日（月曜日）午後5時30分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ①インターネットにアクセスできること。
- ②パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 11.0以降を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③携帯電話を用いて議決権行使される場合は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が可能な機種であること。

（セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承下さい。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいませますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
【専用ダイヤル】 ☎ 0120-173-027（午前9時～午後9時、通話料無料）

株式会社インターネットイニシアティブ 定時株主総会 会場ご案内図



■日 時

2021年6月29日 (火) 午前10時00分

■会 場

東京都千代田区九段北一丁目8番10号
住友不動産九段ビル ベルサール九段 3F ホール

[交通]

地下鉄東京メトロ半蔵門線

都営地下鉄新宿線

地下鉄東京メトロ東西線

九段下駅 5番出口より徒歩5分

(注) 株主総会会場には駐車場はございませんので、あらかじめご了承ください。